

議案第56号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、民間における退職給付の支給の実情に鑑み退職手当の支給水準を引き下げることとした国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、退職手当の支給水準を引き下げる等の必要があるによる。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（平成31年3月31日までの間の規定の読替え）
- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間は、福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年福岡市条例第17号）附則第2項の適用については、同項各号列記以外の部分中「施行日」とあるのは「平成30年4月1日」と、「この条例」とあるのは「福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成30年福岡市条例第 号）」と読み替えるものとする。